

加茂市空家等対策審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加茂市空家等及び空地の適切な管理に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項に規定する加茂市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、条例第7条第1項に掲げる事項について審議するものとする。

(諮問及び答申)

第4条 条例第7条第1項の規定に基づく市長の諮問は、諮問書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定に基づく審議会の答申は、答申書（様式第2号）により行うものとする。

(組織)

第5条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 地域住民

(2) 空家等対策に関し専門的知識を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。

3 審議会の議事は、出席構成員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議へ出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後においても同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 7 日改正）

この要綱は、公布の日から施行する。